

# 企業間連携による製品試作事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「新世紀産業機構」という。）が富山県の補助を受けて実施する企業間連携による製品試作事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、富山県に集積するものづくり企業の連携を強化し、イノベーション創出やものづくり技術の高度化を促進することで、付加価値の高い新製品の試作開発を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 富山県内に事業所を有する企業により構成される2社以上のグループであること。代表企業（以下「申請者」という。）は中小企業であること。
  - (2) 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力する事業者であること。
  - (3) 雇用保険適用事業所の設置を届け出ていること。
  - (4) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていないこと、又は不正受給処分がなされてから3年以上が経過していること。
  - (5) 労働関係法令の違反を行っていないこと。
  - (6) 本店及び富山県内に所在する事業所等が労働保険料、都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助金の対象としない。
- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ

る者

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、又はこれらに類する業を営む者

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者

（補助対象事業）

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表 1 に掲げる補助対象業種の企業が製品の試作開発に取り組む事業であること。

2 前項に規定する事業については、国や県等から同種の他の補助金を受けていないこと、又は受ける予定がない場合に補助するものとする。

（補助対象経費）

第 5 条 新世紀産業機構は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として新世紀産業機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。補助対象経費は、本事業を実施するために必要な経費で、別表 2 に定める経費とする。

（補助率・補助限度額）

第 6 条 補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助限度額は 10,000 千円/年度とする。

（補助対象期間）

第 7 条 補助対象期間は、最長 2 か年度以内とする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を新世紀産業機構に提出し、補助金の交付決定を受けなければならない。

（補助金の交付決定）

第 9 条 新世紀産業機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認められるものについて補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を申請者に通知する。

2 新世紀産業機構は、申請書の内容の審査にあたり、必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第 10 条 前条の規定により補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、

交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を新世紀産業機構に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を新世紀産業機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに補助金総額の20%以内の変更を行う場合
- (2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を新世紀産業機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、新世紀産業機構から要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書（様式第5号）を新世紀産業機構に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第14条 補助事業者は、事業遂行状況報告書（様式第5号）を提出して、新世紀産業機構に補助金の概算払を請求することができる。

2 前項の場合において、新世紀産業機構は報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

3 概算払の請求は、補助金概算払請求書（様式第6号）により行うものとする。

(事業遅延の届出)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに新世紀産業機構に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業完了日から10日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第7号）を新世紀産業機構に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 新世紀産業機構は、前条の報告を受けたときは、事業実績報告書等の書類の審査及び必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 11 条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 18 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第 9 号）により新世紀産業機構に支払い請求を行うものとする。

(補助金の支払い)

第 19 条 前条の規定による請求を受けた新世紀産業機構は、補助金を補助事業者に支払うものとする。

(是正措置の指示)

第 20 条 新世紀産業機構は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第 16 条の規定は、前項の確定をした場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 21 条 新世紀産業機構は、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく新世紀産業機構の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の返還)

第 22 条 新世紀産業機構は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 新世紀産業機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 3 新世紀産業機構は、第1項の返還の請求に係る補助金の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の請求の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 4 補助事業者は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書に、当該補助事業の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、新世紀産業機構に提出しなければならない。
- 5 第9条第1項の規定は、第1項から第3項までの規定により、補助金の返還又はその取消若しくは返還の期限を延長した場合に準用する。

(補助金の経理)

第23条 補助事業者は、収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 前項の場合において、新世紀産業機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、当該取得財産の処分が前項の定める期間を経過している場合はこの限りではない。

(立入検査等)

第25条 新世紀産業機構は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第26条 補助事業者は、特別の事情により本要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ新世紀産業機構の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表1（第4条関係）

日本標準産業分類中分類に定める下記の業を営む者

分野	補助対象業種
高機能素材・デジタルものづくり・ライフサイエンス	繊維工業(11)、木材・木製品製造業(12)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、輸送用機械器具製造業(31)、通信業(37)、放送業(38)、情報サービス業(39)、インターネット附随サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)、専門サービス業(他に分類されないもの)(72)、広告業(73)、技術サービス業(74)

別表 2 (第 5 条関係)

経費区分	補助対象となる経費
備品費・ 工具器具費	事業を遂行するために必要な備品または、工具器具（耐用年数が 1 年以上で、税込み単価が 30 万円未満のもの）の購入に必要な経費 ただし、汎用性の高い備品（パソコン、事務用品など）や、据付・工事に係る経費は対象外とする。
旅費	事業を遂行するために必要とする国内旅行の旅費、滞在費及び交通費であって、事業遂行団体の旅費規程等により算定された経費 ただし、高額な旅費や日当など一般通念上の金額を超える場合は、新世紀産業機構の旅費規程に規定された金額を上限とする。
通信運搬費	事業を遂行するために必要とする試料・試作品等を送付・運搬する経費であって、他の業務と混用されない経費。研究設備などの移動に関する費用やネットワークの保守料などは対象外とする。
消耗品費	事業に直接要する資材、部品、消耗品（通常の方法による短期間の使用によって、その性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなるもの）等の製作又は購入に要した経費であって、税込み単価が 10 万円未満のもの。ただし、新世紀産業機構が特別な事情があると認める場合には、税込み単価が 10 万円以上 50 万円未満の経費も、対象経費とすることがある。 なお、過剰な数量の発注など事業用として相応しくないと判断される場合は経費として認めない。
リース・ レンタル費	事業を遂行するために必要上やむを得ない機械装置のリースまたはレンタル料
試作加工費 (連携企業)	代表企業（申請企業）による試作開発品の一部を連携企業が部品の加工、製造、試作を行う経費 連携企業の試作加工費に対する補助対象経費は、補助対象事業費合計額の $1/2$ 以下とする。
外注費	連携企業以外に対して、仕様書または依頼書を作成して加工や分析試験等を依頼した場合の支払に要する経費 ただし、外注費は、専門家謝金・派遣旅費と合わせて補助対象経費合計額の $1/3$ 以下とする。
専門家謝金・ 派遣旅費	事業に対する専門的な知識を有する研究者・技術者への謝金およびその旅費 ただし、専門家謝金・派遣旅費は、外注費と合わせて補助対象経費合計額の $1/3$ 以下とする。